

令和5年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料3

事業番号	事業名	事業概要	R5基金 執行額 (千円)	事業 終了 継続	R6 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R6.5末現在で判明しているもの
区分Ⅰ-1. 病床の機能分化・連携の推進			173,673				
1	地域医療構想推進事業	・地域医療構想を達成するため、医療機関等が行う回復期等への転換や事業縮小に係る施設・設備整備、地域連携等に係る検討の費用に対して支援する。 ・地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に関する調査・分析等を行う。	31,577	R7 まで 継続	—	施設・設備整備を行う医療機関 4箇所 ⇒ 地域医療構想上確保が必要な県全体の回復期病床 928床(H26)→ 2,269床(R5) (R7:2,566床)	3医療機関が施設・設備整備を実施 ⇒ <b>病床機能報告における回復期病床数</b> 928床(H26)→1,867床(R4) (939床増)
2	周術期口腔機能管理推進事業	病院での周術期等口腔機能管理が可能な歯科医を周術期等口腔機能管理連携医として登録し、知識向上のための研修を実施するとともに、県内の病院に対して医科歯科連携の必要性について周知を図ることにより、今後、歯科のない病院においても歯科医師や歯科衛生士と連携し、入院時から在宅まで、患者の状態に応じた口腔機能管理の実施が可能となる体制づくりを目指す。	261	R5 終了	—	①冊子・リーフレット作成 各1500部 ②研修会の実施 2回(1回、150人) ③訪問病院数 60箇所/2年 ⇒ 医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0施設(H29、がん連携登録歯科医以外) →150施設(R5)	冊子改訂版配布(26箇所) 研修会の実施(1回:118人) 周術期口腔管理連携登録歯科医師数244人 ⇒ <b>医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数</b> 0施設(H29) → 229施設(R5) (R5登録:9施設)
3	医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種ネットワーク化を推進するため、拠点となる支援センターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等に支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。	27,343	R6 まで 継続	—	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等 支援関係者からの退院支援等相談対応 58件(H30年度)→120件(R5年度) ⇒ 地域医療構想上見直しが必要な県全体の慢性期機能の病床の減少 2,348床(H26)→ 1,780床(R7)	退院支援等相談対応 252件(R5) ⇒ <b>病床機能報告における慢性期病床数</b> 2,348床(H26)→1,892床(R4) (456床減)
4	医療機能多職種連携促進事業	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。	2,183	R6 まで 継続	—	調整役を担う看護師養成人数 年間10人×4年 ⇒ 地域医療構想上見直しが必要な県全体の慢性期機能の病床の減少 2,348床(H26)→ 1,780床(R7)	トータルサポートマネジャー 68人(R5) ⇒ <b>病床機能報告における慢性期病床数</b> 2,348床(H26)→1,892床(R4) (456床減)
5	地域医療連携推進総合拠点事業	病院関係者やかかりつけ医、ケアマネジャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置することにより、医療・介護連携を推進する。	2,084	R6 まで 継続	—	在宅医療総合支援事業連絡会議の実施(3回) ⇒ 地域医療構想上見直しが必要な県全体の慢性期機能の病床の減少 2,348床(H26)→ 1,780床(R7)	①介護支援専門員を対象とする研修会の実施(17名参加) ②在宅医療総合支援事業連絡会議はコロナ感染防止のため、実施できず ⇒ <b>病床機能報告における慢性期病床数</b> 2,348床(H26)→1,892床(R4) (456床減)
6	地域がん診療病院設備整備事業	全ての医療圏において質の高いがん診療体制を提供できるよう、地域がん診療病院のがん診療設備の導入に対し支援する。	110,225	R5 終了	—	がん診療に係る設備整備 1箇所 ⇒ がんの年齢調整死亡率(75歳未満(人口10万人対)) 63%(R3)→57%(R5) (1割減)	がん診療に係る設備整備 1箇所 ⇒ <b>がんの年齢調整死亡率(75歳未満(人口10万人対))</b> 63%(R3)→61%(R4)
区分Ⅱ. 在宅医療の充実			50,891				
7	在宅医療推進協議会設置事業	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対し支援を行う。	429	R5 終了	○	全県及び10地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6回(H29)→ 7回(R5) ⇒ 在宅療養支援病院数・診療所数 71箇所(H28)⇒ 78箇所(R5)	全県及び2地域で在宅医療推進協議会や研修会を開催(オンライン開催の場合を含む) ⇒ <b>在宅療養支援病院数・診療所数</b> 71箇所(H28)⇒ 79箇所(R6.4.1現在)
8	在宅医療チーム形成促進事業	在宅医療チームの形成を促進することにより、在宅患者への適切なサポート体制を構築するとともに、在宅医療を提供する医師の増加を図るため、複数のかかりつけ医や多職種が連携した研修会の開催等を支援する。	613	R5 終了	○	在宅医療チームが行うグループ活動 5グループ ⇒ 在宅療養支援病院数・診療所数 71箇所(H28)⇒ 78箇所(R5)	在宅医療チームが行うグループ活動 3グループ ⇒ <b>在宅療養支援病院数・診療所数</b> 71箇所(H28)⇒ 79箇所(R6.4.1現在)

令和5年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料3

事業番号	事業名	事業概要	R5基金 執行額 (千円)	事業 終了 継続	R6 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R6.5末現在で判明しているもの
9	在宅歯科医療連携室整備事業	歯科医療連携室を設置し、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。	3,729	R5 終了	○	在宅歯科医療連携室の設置・運営 1箇所 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 45施設(H28) → 47施設(R5)	在宅歯科医療連携室の設置・運営 1箇所 ⇒ <b>在宅療養支援歯科診療所の数</b> 45施設(H28) → 48施設(R6.4.1現在)
10	在宅医療広域連携等推進事業	県内各保健福祉事務所において在宅医療の多職種関係者の連携会議を開催する。	169	R5 終了	○	連携会議の開催 4圏域×3回 ⇒ 在宅療養支援病院数・診療所数 71箇所(H28)⇒ 78箇所(R5)	連携会議の開催(4圏域×1回ずつ) ※新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン開催やハイブリッド開催を含む。 ⇒ <b>在宅療養支援病院数・診療所数</b> 71箇所(H28)⇒ 79箇所(R6.4.1現在)
11	在宅医療支援拠点整備事業	迅速かつ適切な在宅医療を提供するため、ウェアラブル端末やスマートフォンにより在宅患者の生体情報を取得し、AIを用いてリアルタイムに医療判断を行う在宅医療支援拠点の整備に対し助成する。	3,600	R5 終了	—	ウェアラブル端末により生体情報を取得する患者数 50人(R5) ⇒ 在宅療養支援病院数・診療所数 71箇所(H28)⇒ 78箇所(R5)	ウェアラブル端末により生体情報を取得する患者数(実証実験) 30人(R5) ⇒ <b>在宅療養支援病院数・診療所数</b> 71箇所(H28)⇒ 79箇所(R6.4.1現在)
12	訪問看護推進事業	・県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・県民や看護職、支援関係者を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るため、研修・普及啓発等を実施する。	263	R5 終了	○	・訪問看護推進協議会の開催回数(9人×2回) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数(定員10人×5日) ・訪問看護管理者研修の参加者数(10人) ・特定行為研修機関 0箇所(H29年度)→3箇所(R5年度) ⇒ 訪問看護職員数 409人(R1.4.1) → 459人(R6.4.1)	・訪問看護推進協議会の開催回数 (訪問看護ステーションの特定行為研修に係る調査を実施) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数(12人修了) ・訪問看護管理者研修の参加者数(11人修了) ⇒ <b>24時間体制をとっている訪問看護ステーション数</b> 51施設(R3)→ 72施設(R5)
13	医療と生活をつなぐ看護人材育成事業	在宅療養者の抱える問題に対応できる人材を育成するための研修や、訪問看護師の養成研修・教育研修等を実施する。	4,682	R5 終了	○	・訪問看護師動機付け研修(計2日間・20人) ・新人訪問看護師教育研修(計4回・14人) ・新人訪問看護師採用育成支援研修(計29人) ・訪問看護師養成研修(計14日間・40人) ・在宅療養者関係職員研修(2日間・50人) ⇒ 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 51施設(R3末)→ 55施設(R5末)	・訪問看護師動機付け研修(受講者13人) ・新人訪問看護師教育研修(29人修了) ・新人訪問看護師採用育成支援研修(13人修了) ・訪問看護師養成研修(33人修了) ⇒ <b>24時間体制をとっている訪問看護ステーション数</b> 51施設(R3)→ 72施設(R5)
14	在宅医療人材育成事業	在宅医療の参入メリットや、在宅医療を実施するための運営上のノウハウ等を習得する機会を設けるとともに、参入意欲を有する医療機関に対しアドバイザーの派遣等の個別支援を行う。	18,634	R5 終了	○	アドバイザー派遣等要請施設数 23施設(R4～R5) ⇒ 在宅療養支援病院数・診療所数 71箇所(H28)⇒ 78箇所(R5)	アドバイザー派遣等要請施設数 20施設(R4～R5) ⇒ <b>在宅療養支援病院数・診療所数</b> 71箇所(H28)⇒ 79箇所(R6.4.1現在)
15	医療的ケア児支援センター運営事業	医療的ケア児者及びその家族を包括的に支援する体制を整備するため、医療的ケア児支援センターの設置・運営等を行う。	9,772	R6 まで 継続	—	医療的ケア児支援センターの設置数 1 ⇒ 年間相談対応件数 120件(R5年度)	<b>医療的ケア児支援センターの設置数 1</b> ⇒ <b>年間相談対応件数 57件(R5年度)</b>
16	医療型短期入所事業所整備促進事業	医療的ケア児者の地域生活を支える医療型短期入所事業所のニーズに対して、十分な事業所数が確保できていないことから、新たに医療型短期入所事業所を開設する医療法人等に対し、備品購入等に係る経費の支援を行う。	9,000	R6 まで 継続	—	医療型短期入所事業所の新規開設数 10施設 中北医療圏 4施設(R3)→5施設(R6年度末) 峡東医療圏 0施設(R3)→3施設(R6年度末) 峡南医療圏 0施設(R3)→3施設(R6年度末) 富士・東部医療圏 1施設(R3)→4施設(R6年度末) ⇒ 医療型短期入所の月平均実利用者数 25.6人(R2年度) → 56.1人(R6年度) 在宅医療的ケア児者の13.6% 在宅医療的ケア児者の30%	医療型短期入所事業所の新規開設数 7施設 中北医療圏 4施設(R3)→5施設(R5年度末) 峡東医療圏 0施設(R3)→1施設(R5年度末) 峡南医療圏 0施設(R3)→0施設(R5年度末) 富士・東部医療圏 1施設(R3)→1施設(R5年度末) ⇒ <b>医療型短期入所の月平均実利用者数</b> 25.6人(R2年度) → 28.2人(R5年度) <b>在宅医療的ケア児者の13.6% 同13.9%</b>

令和5年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料3

事業番号	事業名	事業概要	R5基金 執行額 (千円)	事業 終了 継続	R6 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R6.5末現在で判明しているもの
区分Ⅳ 医療従事者の確保・養成			697,713				
17	地域医療支援センター運営事業	・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等を実施する。 ・地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。	23,632	R5 終了	○	地域医療支援センターの運営 ・地域枠医学生等への面談者数 40人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1回(25人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1回(50人) ⇒ 修学資金の貸与を受けた医師の県内勤務者数 236人(R4)→ 258人(R5)	地域医療支援センターの運営 ・地域枠医学生等への面談者数 35人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10人 ・臨床研修指導医講習会の開催 2回(46人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1回(64人) ⇒ <b>修学資金の貸与を受けた医師の県内勤務者数(就業義務年限内)</b> 236人(R4)→ 266人(R5)
18	医師派遣推進事業	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。	75,000	R5 終了	○	派遣医師数 10人 ・県内病院における医師不足実態調査の実施 年1回 ・医師派遣調整検討委員会の開催 年1回 ⇒ ・医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数 10名(R4)→ 10名(R5)	派遣医師数 10人 ⇒ <b>医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数</b> 10名(R4)→ 10名(R5)
19	医療勤務環境改善支援センター運営事業	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。	434	R5 終了	○	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 1施設 ⇒ 医療施設従事医師数 1,924人(H28)→ 2,099人(R5) 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30)→12,008人(R7)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 1施設 ⇒ <b>医療施設従事医師数</b> 1,924人(H28)→ 2,068人(R4) <b>就業看護職員数(常勤換算後)</b> 10,272.3人(R2年)→ 10,350.1人(R4年) ナースセンターに届出を行っている離職者数(実人数) 395人(R2)→ 400人(R5)
20	医学生等体験研修事業	在宅医療に取り組む医療従事者の確保に向け、在宅医療への意識付けを図るため山梨大学・県立大学の医学生・看護学生を対象に、在宅医療機関での体験実習の実施を支援する。	140	R5 終了	○	医学生・看護学生の在宅医療体験研修 20人 ⇒ 在宅療養支援病院数・診療所数 71箇所(H28)⇒ 78箇所(R5)	医学生・看護学生の在宅医療体験研修 6人 ⇒ 在宅療養支援病院数・診療所数 71箇所(H28)⇒ 78箇所(R5)
21	医師修学資金貸与事業	医師の県内定着を促進し、医師不足や地域及び診療科の偏在を是正するため、地域枠入学者に対し修学資金の貸与を行う。	237,120	R5 終了	○	医師修学資金貸与者数(地域枠) 37(人) ⇒ 県内医師数 1,943人(R元)→ 2,075人(R18)	新規医師修学資金貸与者数(地域枠) 37(人) ⇒ <b>人口10万人対の医師数は年々増加している。</b> (H28:239.8 H30:246.8 R2:259.4 R4:267.8)
22	医療従事者確保対策事業	医療有害事象発生時のファーストエイドを適切に行うため、ピアサポート体制の構築に支援する。	530	R5 終了	○	ピアサポーター研修会の開催 1回/年 ⇒ 医療施設従事医師数 1,924人(H28)→ 2,099人(R5) 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30)→ 12,008人(R7)	ピアサポーター研修会の開催 1回 ⇒ <b>医療施設従事医師数</b> 1,924人(H28)→ 2,068人(R4) <b>就業看護職員数(常勤換算後)</b> 10,272.3人(R2年)→ 10,350.1人(R4年) ナースセンターに届出を行っている離職者数(実人数) 395人(R2)→ 400人(R5)
23	産科医確保臨床研修支援事業	・医師の地域偏在の解消に向け、医学生の地域医療への意識付けを図るため、山梨大学地域枠医学生等を対象に、地域の医療機関を活用した継続的な体験実習の実施を支援する。	5,468	R5 終了	○	新たな後期研修医の確保1人 ⇒ 分娩を取り扱う常勤医師数 58人(R4)→ 58人以上(R5)	新たな後期研修医の確保(1人) ⇒ <b>分娩を取り扱う常勤医師数</b> 58人(R4)→ 58人(R5)
24	産科医等分娩手当支給事業	産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。	25,755	R5 終了	○	分娩手当支給者数(医師) 58人 ⇒ 分娩を取り扱う常勤医師数 58人(R4)→ 58人以上(R5)	分娩手当支給者数(医師) 59人 ⇒ <b>分娩を取り扱う常勤医師数</b> 58人(R4)→ 58人(R5)
25	NICU入室児担当手当支給事業	新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。	386	R5 終了	○	NICU入室児担当手当支給数 10人 ⇒ 新生児医療担当医師数(常勤) 41人(R4)→ 41人以上(R5)	新生児医療担当医9人への手当支給 ⇒ <b>新生児医療担当医師数(常勤)</b> 41人(R4)→ 40人(R5)

令和5年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料3

事業番号	事業名	事業概要	R5基金 執行額 (千円)	事業 終了 継続	R6 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R6.5末現在で判明しているもの
26	小児救急医療体制確保事業 (小児救急医療体制整備事業)	休日・夜間に、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れる体制を整備するための経費に支援する。	35,870	R5 終了	○	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院(H29)→7病院(R5) ⇒ 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人(H29)→39人(R5)	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院(H29)→7病院(R5) ⇒ <b>小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人(H29)→39人(R5)</b>
27	小児救急医療体制確保事業 (小児救急電話相談事業)	休日・夜間に、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。	26,599	R5 終了	○	小児救急電話相談員数 11人(H30)→11人(R5)	継続的な小児救急電話相談の実施日数・相談件数 年間365日、相談件数14,502件 ⇒ <b>電話相談のうち、翌日以降の受診又は受診不要と回答した割合 27.0%(H28)→29.6%(R5)</b>
28	救急搬送受入支援事業	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。	20,039	R5 終了	○	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送1件あたりの平均受入要請回数 1.5回(H30)→1.4回(R5) ⇒ 救急専門医 20名(R元)→21名(R5)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送1件あたりの平均受入要請回数 1.5回(H30)→1.7回(R5) ⇒ <b>救急専門医 20名(R元)→32名(R5)</b>
29	新人看護職員研修事業	・自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 ・実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。	13,036	R5 終了	○	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6日間・50人) ・実地指導者研修・教育担当者研修の実施(6日間・30人) ・新人看護職員卒業研修の実施 (20病院・計348人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3日間・30人) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,288人(R2)→12,008人(R7)	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6日間・33人) ・教育担当者研修の実施 (6日間・9人) ・新人看護職員卒業研修の実施 (20病院・計313人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3日間・39人) ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後) 10,272.3人(R2年)→10,350.1人(R4年) ナースセンターに届出を行っている離職者数(実人数) 395人(R2)→400人(R5)</b>
30	看護職員資質向上推進事業	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。	4,915	R5 終了	○	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施(2~5日間・計200人) ・潜在看護職員復職研修事業(3~5日間・計20人) ・看護職員実習指導者講習会の実施 (長期30日間・40人、特定分野10日間・12人) ・看護職員専門分野研修の実施(認知症看護 7ヶ月間・計30人) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,288人(R2)→12,008人(R7)	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施(7分野全28回・計208人) ・潜在看護職員復職研修事業(0人) ・看護職員実習指導者講習会の実施 (長期14人、特定分野13人) ・看護職員専門分野研修の実施(認知症看護 7ヶ月間・計22人) ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後) 10,272.3人(R2年)→10,350.1人(R4年) ナースセンターに届出を行っている離職者数(実人数) 395人(R2)→400人(R5)</b>
31	看護職員確保対策事業 (看護の心の健康相談事業)	県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消する。	515	R5 終了	○	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月1回(毎月実施) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,288人(R2)→12,008人(R7)	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 ・月1回 :12回開催 ・相談者数 :のべ49人 ・新規相談者 :3人 ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後) 10,272.3人(R2年)→10,350.1人(R4年) ナースセンターに届出を行っている離職者数(実人数) 395人(R2)→400人(R5)</b>
32	看護職員確保対策事業 (ナースバンク事業)	ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。	1,041	R5 終了	○	ナースセンターの就業相談における就業者数 266人(R4)→400人以上(R5) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,288人(R2)→12,008人(R7)	ナースセンターの就業相談における就業者数 276人(R4)→298人(R5) ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後) 10,272.3人(R2年)→10,350.1人(R4年) ナースセンターに届出を行っている離職者数(実人数) 395人(R2)→400人(R5)</b>
33	看護職員確保対策事業 (ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業)	潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所(ハローワーク)が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。	907	R5 終了	○	ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回開催・相談件数 104件/年 ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,288人(R2)→12,008人(R7)	ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回開催・相談件数 104件/年 再就職者 46人 ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後) 10,272.3人(R2年)→10,350.1人(R4年) ナースセンターに届出を行っている離職者数(実人数) 395人(R2)→400人(R5)</b>

令和5年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料3

事業番号	事業名	事業概要	R5基金 執行額 (千円)	事業 終了 継続	R6 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R6.5末現在で判明しているもの
34	看護師等養成所運営費補助事業	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	93,677	R5 終了	○	当該補助により看護師等養成を行った施設数(3施設) ⇒ 養成所卒業生県内就業率 67.7%(R3年度卒業生)→ 67.7%以上(R5年度卒業生)	運営を支援した看護師等養成所(3施設) ⇒ <b>養成所卒業生県内就業率</b> <b>62.2%(R3)→ 62.6%(R5)</b>
35	病院内保育所運営費補助事業	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。	21,303	R5 終了	○	当該補助により院内保育所を運営した施設数(5施設) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,288人(R2) → 12,008人(R7)	当該補助により院内保育所を運営した施設数(5施設) ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後)</b> <b>10,272.3人(R2年) → 10,350.1人(R4年)</b> <b>ナースセンターに届出を行っている離職者数(実人数)</b> <b>395人(R2) → 400人(R5)</b>
36	歯科衛生士確保対策事業	歯科衛生専門学校において実践的で質の高い教育を行うため、実習室の整備や教育環境の充実に支援する。	5,094	R5 終了	○	歯科衛生専門学校の整備 1カ所 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 45施設(H27) → 51施設(R5)	・歯科衛生専門学校の施設整備 1箇所 ⇒ <b>在宅療養支援歯科診療所の数</b> <b>45施設(H28) → 48施設(R5)</b>
37	発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	・児童精神科医の不足により十分なサービスが提供できていない発達障害について、地域の小児科医が発達障害の診療等が担えるよう、基礎的知識や診断、治療についての研修会を開催する。 ・専門医療機関と地域の小児科医との連携体制を確保するため、作成した医療連携バスの普及や改善を進める。 ・円滑かつ速やかな診療体制を整備するため、地域小児科医と連携実績を重ね、医療連携のための基準を明確にしながら、その評価、検証を行う。 ・発達障害者支援の充実を推進するため、地域の精神科医及び精神科医療機関を対象としたネットワーク構築のため、検討委員会を開催する。	97	R5 終了	○	こころの発達総合支援センターが中心となった、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 年4回以上 ⇒ ① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18名(平成29年度)→ 24名以上(令和5年度) ② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13箇所(H26)→ 15箇所以上(令和5年度)	こころの発達総合支援センターを中心に、地域の小児科医等と連携推進を図る「子どもの発達を考える医療連携会議」を開催。発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会の実施。 R5実績 連携会議4回+研修会1回 23名の小児科医がメンバー ⇒ <b>発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加</b> <b>18名(平成29年度)→ 24名(令和5年度)</b> <b>発達障害等の診療を標榜する医療機関</b> <b>13箇所(H26)→ 15箇所(令和5年度)</b>
38	心身障害児者歯科診療体制強化事業	県内で障害者に対する歯科治療における静脈内鎮静法を施術できる歯科医師等を育成するための研修に支援する。	2,064	R7 まで 継続	—	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当歯科医師数 0名(H30)→3名(R8) ⇒ 口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513人(H29)→2,000人(R8)	<b>口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数</b> <b>1,513人(H29) → 2,760人(R5)</b>
39	看護職員就業環境改善事業(病院看護管理者研修事業)	看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修等を行う。	50	R7 まで 継続	—	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施(1回・180人) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30) → 12,008人(R7) 正規雇用看護職員の離職率 (年間の総退職者が職員数に占める割合) 9.8%(R1) → 9.8%以下(R5)	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施(1回・139人) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 9,830.9人(H28年) → 10,350.1人(R4年) 正規雇用看護職員の離職率 (年間の総退職者が職員数に占める割合) 9.8%(R1) → 8.9%(R4)
40	周産期医療体制等整備事業	山梨大学に、生殖医療学・周産期医療学講座(寄附講座)を設置し、産科医の確保や胚培養士の育成支援を行う不妊専門医の配置、地域の医療課題等に関する研究を行う。	34,000	R6 まで 継続	—	生殖補助医療の実習及びセミナー受講者数:20人(R4~R6) ⇒ 産婦人科入局者数:8人(R4~R7)	初期研修医、医学部生向けのセミナー参加者数:17人 生殖補助医療セミナー受講者数:28人 ⇒ <b>産婦人科入局者数:1人(R5)</b>

令和5年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料3

事業番号	事業名	事業概要	R5基金 執行額 (千円)	事業 終了 継続	R6 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R6.5末現在で判明しているもの
41	特定行為研修受講促進事業	県内で実施される特定行為研修受講者(特定行為研修を組み込んだ認定看護師教育課程を含む)に受講料(入学科、受講料、教材費など)を助成した医療機関等に対し、その助成額を助成する。	25,049	R6 まで 継続	—	特定行為研修受講看護師数 事業全体で50人 ⇒ 県内における特定行為研修を修了した看護職員数 12人(R3)→60人以上(R5)	特定行為研修受講看護師数 事業全体で50人 ⇒ <b>県内における特定行為研修を修了した看護職員数 12人(R3)→30人(R5)</b>
42	医学生等キャリア形成支援体制強化事業	・医師偏在対策と医師のキャリア形成の両立を推進するため、キャリア形成プログラムの対象医師の派遣先について、関係者間の調整を行うとともに、医学生のキャリア形成にかかる支援を実施するため、キャリアコーディネータを配置する。 ・地域医療に従事することを希望する医学生等の地域医療マインドの涵養のため、キャリア形成卒前支援プロジェクト(地域医療実習や講義)を策定し、実施する。	1,886	R6 まで 継続	—	・地域枠医学生等への面談者数 40人/年 ・キャリアコーディネーターの配置 1人 ・キャリア形成卒前支援プランの策定 4回/年 ⇒ 医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口10万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域/峡東区域 1.5倍(R2)→1.5倍以下(R4) 中北区域/峡南区域 2.6倍(R2)→2.6倍以下(R4) 中北区域/富士・東部区域 2.0倍(R2)→2.0倍以下(R4)	・地域枠医学生等への面談者数 35人 ・キャリアコーディネーターの配置 1人 ・キャリア形成卒前支援プロジェクトの実施 5回 ⇒ 医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口10万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域/峡東区域 1.57倍(R2)→1.46倍(R4) 中北区域/峡南区域 2.62倍(R2)→2.53倍(R4) 中北区域/富士・東部区域 1.99倍(R2)→2.13倍(R4)
43	感染症専門医等感染症対応人材養成事業	①山梨大学が設置する感染症学講座に対する寄附により、感染症専門医の養成、感染症に関する教育・研究の推進等を行う。 ②県立中央病院が開設する感染症専門医研修プログラムの受講者確保のため、同プログラム周知を目的としたWebサイトの充実をサポートする等、感染症専門医の養成を支援する。 ③施設等で感染症が発生した場合に対応できる即戦力を養成するため、県が医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を対象に、感染管理に関する講義及び実地研修を実施する。	26,276	R7 まで 継続	—	① 専門医養成講座受講者数 3人以上、 ② 専門医養成講座受講者数 3人以上、研修受講者確保Webサイトの充実 ⇒ ③ 養成研修受講者100人以上 ⇒ ①②感染症専門医 令和3年:1人→令和8年度中:5人 ③感染症対応人材(医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師) 令和3年:0人→令和8年100人	①・山梨大学専門医養成講座受講者数 1人(R5) ・医学部生・看護学生に対する各種教育実施 ・県内医療従事者に対する研修実施 ②・研修受講者確保Webサイトの充実 ⇒ <b>①②感染症専門医 令和3年:1人 → 令和5年:2人 ③感染症対応人材 令和3年:0人 → 令和5年:89人</b>
44	小児救命救急体制強化事業	一人でも多くの子どもの命を不慮の事故等から守るため、医療機関が行う小児救命処置に対する研修設備の整備に対し助成する。	4,568	R5 終了	—	小児救命処置に対する研修設備の整備 1カ所 ⇒ 小児二次救命処置が可能な小児専門医以外の医師数 120名(R4)→140名(R5)	小児救命処置に対する研修設備の整備 1カ所 ⇒ <b>小児二次救命処置が可能な小児専門医以外の医師数 120名(R4)→120名(R5)</b>
45	歯科衛生士修学資金貸付事業	5年間県内の医療機関で歯科衛生士として勤務することを条件に返還を免除する歯科衛生士修学資金の貸付を行う。	10,689	R7 まで 継続	—	歯科衛生士修学資金貸付者数 24名 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 46箇所(R4)→51箇所(R7)	歯科衛生士修学資金貸付者数 24名 ⇒ <b>在宅療養支援歯科診療所の数 46箇所(R4)→48箇所(R6.4.1時点)</b>
46	新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修	新人歯科衛生士や復職を希望する歯科衛生士有資格者等を対象として技術研修を行う。	551	R7 まで 継続	—	技術支援研修会の開催 年2回 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 46箇所(R4)→51箇所(R7)	技術支援研修会の開催 年2回 ⇒ <b>在宅療養支援歯科診療所の数 46箇所(R4)→48箇所(R6.4.1時点)</b>
47	看護師等養成所施設整備事業	看護職員を目指す学生の教育環境の改善・向上を図るため、看護師等養成所校舎の施設整備を行う。	1,022	R6 まで 継続	—	整備を実施する看護師等養成所 1施設 ⇒ 就業看護職員数(実人員) 11,288人(R2)→12,008人(R7)	整備を実施する看護師等養成所 1施設 ⇒ <b>就業看護職員数(実人員) 11,288人(R2)→11,316人(R4)</b>
区分Ⅵ 勤務医の労働時間短縮			9,382				
48	地域医療勤務環境改善体制整備事業	医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に対し助成する。	9,382	R5 終了	○	「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する医療機関への助成(R5:1医療機関) ⇒ 救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関(7)において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加(R4:2→R5:3)	「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する医療機関への助成(R5:1医療機関) ⇒ <b>救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関(7)において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加(R4:2→R5:3)</b>
合 計			931,659				